

小児に対する医療費助成の対象拡大について

【概要】小児の健康の保持増進を図り，もって福祉の向上，少子化対策並びに小児のすこやかな成長に寄与することを目的とし，医療費助成の対象外となっている高校生の外来・調剤等に対する医療費助成を実施するもの。

【適用開始】 令和3年10月から

【拡大対象】 高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の外来・調剤等
約1,900人 ※（参考資料）3ページ赤枠黄色

【予算措置】 令和3年度当初予算要求計上予定 約1,800万円
扶助費：約1,400万円（10月～3月の6箇月分の助成金）
手数料：約60万円（10月～3月の6箇月分審査支払手数料）
導入経費：約340万円（システム改修費，申請受付・受給者証交付等事務費）

【今後の予定】 令和3年2月 庁議（最終決定）
3月 定例月議会（令和3年度予算案，条例改正案上程）
4月～ システム改修
7月 対象者に申請書類を送付
8月 郵送による申請受付
9月 医療費助成受給者証を送付
10月 適用開始

内 容 説 明

【概 要】

小児の医療費助成制度については、県補助制度の対象拡大に併せ市単独事業も対象を拡大し、内容の充実を図ってきました。また、中学生及び高校生外来分についても県補助対象に含めるよう県に要望を行ってきましたが、近年中に対象になる見通しはない状況です

守谷市では「子育て王国もりや」を重点的な取組のひとつとして掲げ、まず第一に保育所待機児童の解消に向けて事業を推進してきました。近年の保育所整備等により一定程度の成果がみられることから、小児の医療費助成の対象拡大に取り組むものです。今回の拡大により、小児に対する医療費助成はすべて完了する形になります。

【適用開始】

事前の準備に期間を要すること及び4月の年度切替の事務繁忙期を避けた開始時期となっています。

【拡大対象】

高校に在学していなくても対象になります。逆に高校に在学していても18歳年度末を過ぎた場合は対象外となります。

また、高校生の入院分については、すでに助成対象になっています。

【予算措置】

県補助制度の対象外の市単独事業（すこやか医療費支給制度）のため、財源は市の一般財源からの支出となります。

令和4年度以降は約3,000万円/年のランニングコストが発生します。

【今後の予定】

保健福祉審議会からの答申を踏まえ、2月に開催される庁議（市の最高意思決定機関）で方針を決定し、3月の議会で予算案及び条例改正案が可決されれば正式に決定となります。コロナ過においてコロナ感染拡大防止及び申請者の手続きに伴う負担軽減から、郵送での申請受付及び受給者証の発送を行います。

小児に対する医療費助成の仕組

医療保険を使って医療機関などにかかった場合に、窓口で支払う自己負担分の費用に対し助成する制度です。

守谷市では、県補助事業で所得制限がある「医療福祉費支給制度（マル福）」と、市単独事業の「すこやか医療費支給制度」により実施しており、保護者の所得金額に関わらず、対象となる全ての子どもに同様の助成を行っています。

※高校生の「外来・調剤等」を除く

1 2つの制度

制度名	所得判定※	財 源	令和2年度予算額 (扶助費)	一般財源負担額
すこやか医療	基準額以上	市 10/10	57,785 千円	57,785 千円
マル福	基準額未満	市 1/2・県 1/2	154,861 千円	77,431 千円
合 計			212,646 千円	135,216 千円

※所得判定基準 630 万円＋（38 万円×扶養人数）

児童手当の所得制限額を準用

2 助成対象者

	未就学児	小学生	中学性	高校生	計
すこやか医療	506 人	826 人	501 人	582 人	2,415 人
マル福	3,998 人	3,366 人	1,469 人	1,342 人	10,175 人
合 計	4,504 人	4,192 人	1,970 人	1,924 人	12,590 人

①外来・調剤等

所得判定	未就学児	小学生	中学性	高校生
基準額 基準額以上↑	すこやか	すこやか	すこやか	未実施
基準額 基準額未満↓	マル福	マル福	すこやか	未実施

②入院

所得判定	未就学児	小学生	中学性	高校生
基準額 基準額以上↑	すこやか	すこやか	すこやか	すこやか
基準額 基準額未満↓	マル福	マル福	マル福	マル福

3 助成対象

医療保険が適用となる病院、診療所、調剤薬局などの自己負担

4 自己負担

マル福・すこやか共に，県補助事業のマル福基準と同額

【①-1 外来】 医療機関ごとに 1 日 600 円まで、月 2 回まで

【①-2 調剤等】 自己負担なし（全額助成） ※保険外の薬の容器代などは実費負担

【②入院】 医療機関ごとに 1 日 300 円まで、月 3,000 円まで

(例) クリニックの外来で総医療費が 1 万円，調剤薬局での薬代総額が 5 千円の場合
自己負担割合 3 割

	自己負担金額	
	改正前	改正後
外 来	3,000 円	600 円
調剤等	1,500 円	0 円